



避難所開設・運営マニュアル

《 本 編 》

本マニュアルは、発災直後にどなたでも避難所の開設を行えるようになることを目的とし整備したものです。本マニュアルを読み進めていきながら、避難所を開設・運営してください。

なお本マニュアルは《本編》、《様式編》、《避難所カルテ》、《活動班の役割一覧》、《新型コロナウイルス感染症対策編》から構成されます。《本編》を読み進めていく中で、それぞれの資料を確認するよう記載しました。

また避難所キット内に、《愛知県避難所運営マニュアル資料編》を同梱しました。特別な配慮を必要とする避難者に対する参考資料としてご活用ください。

令和3年6月

瀬戸市

目次

- 1 避難所を運営するための基本方針・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 避難所の開設から運営までのフロー・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 3 避難所の開設・・・・・・・・・・ 3 ページ
 - (1)施設の開設・開門・・・・・・・・・・ 3 ページ
 - ①避難所の開設方針の確認
 - (2)避難所の開設準備・・・・・・・・・・ 3 ページ
 - ①施設の安全確認
 - ②開設の可否
 - ③避難所運営に必要な場所の指定
 - ④避難所開設に必要な資機材の準備
 - (3)避難者の受け入れ・・・・・・・・・・ 6 ページ
 - ①避難者の受付
 - ②市災害対策本部への連絡
 - ③避難者の組分け
- 4 避難所の運営（地域主体）・・・・・・・・・・ 8 ページ
 - (1)活動班の立ち上げ
 - (2)避難所運営委員会の立ち上げ
 - (3)避難所運営会議の開催
- 5 避難所の集約・統合・閉鎖に向けた準備・・・・・・・・ 10 ページ
 - (1)集約・統合・閉鎖に向けた説明会の開催協力
 - (2)避難所の閉鎖準備
 - (3)避難所の閉鎖

1 避難所を運営するための基本方針

①避難所は地域住民の自主運営を原則とする

大規模災害になるほど、避難所へ行政の手が行き届かなくなる。あらゆる事態に備えて、避難所の運営は自主防災組織等の地域住民の自主運営を原則とする。

②避難所の役割、開設期間

避難所は、災害で家屋倒壊の被害にあうなどして、自宅に戻ることでできない住民が一時的に避難生活を送るための施設であり、生活再建を始めるための地域の拠点として機能する。そのため、被災者及び地域社会の自立に向けて援助し、少しでも早く避難所が不要となり避難所生活が解消できるように努める。

また、避難所として指定されている施設が本来もつ役割(学校であれば教育等)の回復も行う必要があるため、避難者数の動向も考慮し、近隣の避難所と統廃合を行うこととする。

③様々な立場の方に配慮した避難所運営

老若男女様々な避難者が想定される中で、持病を抱えるなど避難生活を送る際に特に配慮をするべき避難者の方には、必要に応じて優先順位をつけ、個別に対応する。

また、性別問わず避難所運営に参画することにより、性別によるニーズの違いやプライバシーの確保等を十分に考慮した避難所運営を行うこととする。

④市災害対策本部等の各機関との連携

避難所は食料・水・物資等の供給を受けるため、避難所の状況を定期的に市災害対策本部に報告するものとする。

2 避難所の開設から運営までのフロー

新型コロナウイルス感染症対策編 p.3~4 参照

地域防災支援員は感染予防対策を必ず行い、健康状態に異常がないか確認したうえで避難所配備資機材の受け取りをしてください。

(1)施設の開設・開門



(2)避難所の開設準備

- ①施設の安全確認
- ②開設の可否
- ③避難所運営に必要な場所の指定
- ④避難所開設に必要な資機材の準備



新型コロナウイルス感染症対策編 p.4~8 参照

避難所における感染予防対策に留意するとともに、体調不良者など感染の疑いがある避難者に対して、隔離をするなど適切な対応をとってください。

(3)避難者の受入れ



(4)住民への避難所開設の広報

- ①避難者の受付
- ②市災害対策本部への連絡
- ③避難者の組分け



(5)避難所の運営

- ①活動班の立ち上げ
- ②避難所運営委員会の立ち上げ
- ③避難所運営会議の開催

3 避難所の開設

(1) 施設の解錠・開門

事前の協議内容に従い、地域防災支援員（避難所非常配備職員）又は施設管理者（教職員）が解錠する。

① 避難所の開設方針の確認

瀬戸市災害対策本部から開設指示が出ているか等、開設方針の確認をする。

(2) 避難所の開設準備

① 施設の安全確認

※ 愛知県から派遣される応急危険度判定士による応急危険度判定により安全と判断された上で避難者を受け入れることを原則とする。

大規模災害では応急危険度判定士の到着が遅れることも考えられ、やむを得ず応急危険度判定士以外が簡易的な応急危険度判定を行う場合がある。

このような場合には、避難所ごとに作成した避難所カルテ（様式1）を参考に、発災前の状況と発災後の被害程度を比較する。危険箇所がある場合は、瀬戸市災害対策本部【避難所管理班】に連絡し、避難所の開設可否の判断を仰ぐ。

② 開設の可否

避難所カルテ（様式1）を利用した建物や施設の安全確認の結果も踏まえ、施設管理者と協議し、開設可否を判断する。

□③避難所運営に必要な場所の指定

新型コロナウイルス感染症対策編 p.13～14（資料1）、p.17（資料4）参照
避難者の状況に応じて適切に部屋割りし、感染リスクを減らしましょう。

避難所カルテ（様式1）内で事前に検討した避難所レイアウト例を参考に施設管理者と相談し、避難所運営のために必要な部屋等を5ページに記載する。

Check !

□☞指定した部屋や場所に張り紙などをして表示する。（様式2）

避難所運営に必要な場所の確認

運営のために必要な場所		使う場所や設置する場所
医療・介護	救護室	
	感染症患者専用スペース	
	介護室（ベッドルーム）	
	要配慮者用の福祉避難スペース（室）	
	要配慮者用トイレ	
生活環境	災害用トイレ	男性用 女性用
	更衣室	男性用 女性用
	手洗い場	水がなければ手指消毒用 アルコールを設置
	風呂・洗濯場	生活用水確保後に設置
	ゴミ置き場	
	ペット受け入れ場所	
	談話室・食事スペース	施設に余裕が あれば設置
食料・物	荷下ろし、荷捌き場所	
	保管場所	
育児・保育	授乳室	
	おむつ交換所	
	こども部屋	
運営用	避難所運営本部	
	避難所受付	
	相談室（兼 静養所）	
	外部からの救援者用の場所	

□④避難所開設に必要な資機材の準備

避難所カルテ（様式1）内で事前に検討したレイアウト例を参考に、避難者を受付できる体制を整える。

Check !

- ☞ まずは避難所受付の設置、避難者の滞在スペースの区画など速やかに避難者を受け入れるために必要な資機材を用意することを最優先し、開設後に状況が落ち着き次第その他の資機材の準備を進める。
- ☞ 避難所を開設したばかりの受付には避難者カード（簡易版）（様式5）と筆記用具を準備する。

□(3) 避難者の受け入れ

新型コロナウイルス感染症対策編 p.4~8 参照

□①避難者の受付

新型コロナウイルス感染症対策編 p.15（資料2）、p.16（資料3）参照
受付時に「多様な避難」の確認と、健康状態チェックを行きましょう。

避難者カード（簡易版）（様式5）を避難してきた世帯の代表者に記入していただき、避難所に受け入れをする。なお、後述の「②市災害対策本部への連絡」についても同時並行で行うこと。

Check !

- ☞ 受付の近くには避難所ルール（案）（様式3）、ペットに関する避難所ルール（様式4）を掲示し、受付時に避難者に遵守するよう促すこと。
- ☞ 避難所となるスペースを事前に区分けをしておき、避難者を可能な限り地区ごとに分けることで、その後の避難所運営が円滑に進められる。
- ☞ 要配慮者（聴覚障がい者、視覚障がい者等）については、避難所カルテ（様式1）内で事前に検討したレイアウト例を参考に受け入れ場所を決める。（『愛知県避難所運営マニュアル資料編 3 避難所生活で配慮が必要な人への対応方法』を参考にすること。）

□②市災害対策本部への連絡

避難所状況報告書（様式7）を記入し、瀬戸市災害対策本部【避難所管理班、FAX（0561）-88-2803、TEL（0561）-88-2801】まで報告する。

Check !

- ☞停電等でFAXが使えない状況であれば、地域防災支援員（避難所非常配備職員）が直接、瀬戸市災害対策本部に手渡しで報告をするか、電話などを使用して報告をする。
地震時　≪第1報≫開設後、すみやかに
 ≪第2報≫開設から3時間後
 ≪第3報≫開設から6時間後
風水害時≪第1報≫開設後、すみやかに
 ≪第2報≫開設から1時間後
 ≪第3報以降≫避難者の増減、近隣の被害状況等随時報告
- ☞避難所状況報告書（様式7）に記載された内容をもって、避難所の空き状況などを市災害対策本部が広報するため、状況が大きく変わった場合は迅速に報告する。

□③避難者の組分け

避難所運営は地域住民による自主運営が基本となる。避難所毎に避難所運営委員会を設置するために、まずは居住区を目安に組分けを行う。

Check !

- ☞この組を「居住組」と呼ぶ。「居住組」の中から組長と副組長を選出する。
- ☞「居住組」の活動例は以下のとおり。
 - ・避難所の清掃
 - ・炊き出し
 - ・生活用水の確保
 - ・居住組内にいる要配慮者への支援
 - ・共有スペースの清掃
（共有スペースは場所ごとに担当を決めて交代で清掃を行う。）

4 避難所の運営（地域主体）

□(1) 活動班の立ち上げ

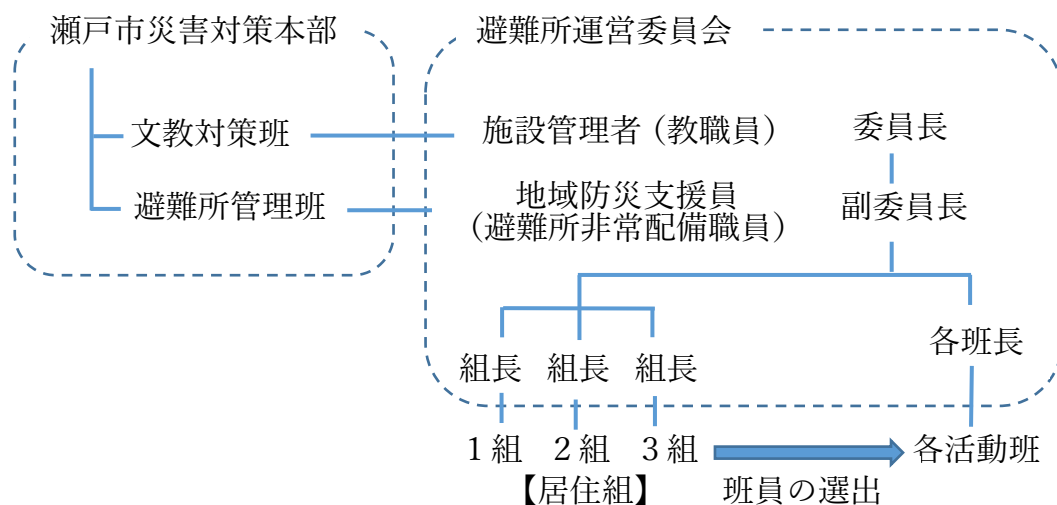
避難所の円滑な運営を行うため、必要な活動班を立ち上げる。「総務班」「物資班」「環境班」を優先的に立ち上げるものとし、避難者を班員に選出し、班員の中から班長と副班長を選出する。

Check !

- ☞活動班の種類や各活動班の役割は別冊「活動班の役割一覧」に示す。
- ☞班員には女性の意見も反映されるよう、女性を一定割合選出する。

□(2) 避難所運営委員会の立ち上げ

避難所の自主運営の軸となる避難所運営委員会を立ち上げる。委員会の構成概要は下記に示す図のとおり。



Check !

- ☞避難所運営委員会名簿（様式8）を参考に各居住組の長、各活動班の長を選出するとともに、委員長・副委員長を選出する。
- ☞作成した避難所運営委員会名簿（様式8）は瀬戸市災害対策本部【避難所管理班】へ情報提供する。

□(3) 避難所運営会議の開催

避難所運営委員会の構成員で避難所運営会議を開催する。活動班及び居住組の状況等避難所運営に関する情報を共有する。

Check !

- ☞ 発災直後は伝達すべき事項や、決定すべき事項も多いことから会議の頻度は毎朝、朝食前に行うこと。必要があれば夕食後にも実施する。
- ☞ 避難所内でのルール・方針については避難者間で作り上げていくため、避難所運営会議を活用する。
- ☞ 活動班の役割分担の決定を行う。
- ☞ 必要物資・資機材を把握し、不足物があれば物資依頼伝票（様式 13）を記載し、地域防災支援員（避難所非常配備職員）経由で瀬戸市災害対策本部に要請する。

5 避難所の集約・統合・閉鎖に向けた準備

施設の本来業務を再開させるために、ライフラインの回復状況等を鑑み、避難所の集約・統合・閉鎖を行う。その際には瀬戸市災害対策本部と協議をする。

(1) 集約・統合・閉鎖に向けた説明会の開催協力

避難所の集約・統合・閉鎖にあたり、市は説明会を開催することとする。説明会を開催する際には、情報掲示板や組長を通じて避難所利用者全員（避難所外に滞在する人を含む）に伝える。

また、説明会に参加できない人にも確実に情報が伝わるようにすること。

(2) 避難所の閉鎖準備

① 引継ぎ

避難所利用者の情報等を円滑に引継ぎができるよう、避難所運営委員会、各運営班の協力を得て避難所の運営・管理に関する情報や書類を集約する。集約後、瀬戸市災害対策本部【避難所管理班】へ提出する。

② 片付け

避難所として使用した施設について、避難所利用者で協力して清掃するとともに、使用した設備の返却を行うものとする。

(3) 避難所の閉鎖

避難所閉鎖をもって、当該避難所の避難所運営委員会は解散するものとする。

改訂履歴

版数	発行日	改定内容
第1版	令和元年6月	・初版発行
第2版	令和2年7月	・誤字修正 ・《新型コロナウイルス感染症対策編》の作成に伴い、新型コロナウイルス感染症に関する記述を《本編》に追加
第3版	令和3年6月	・誤字修正

◆◆◆◆◆ 災害時のお問い合わせはこちらへ ◆◆◆◆◆

瀬戸市災害対策本部 避難所管理班（まちづくり協働課）

TEL (0561) - 88 - 2801

FAX (0561) - 88 - 2803

◆◆◆◆◆ 平常時のお問い合わせはこちらへ ◆◆◆◆◆

瀬戸市災害対策本部 本部運営室（危機管理課）

TEL (0561) - 88 - 2600

FAX (0561) - 21 - 6607